様式第１４号

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業経営開始届出書

年　　月　　日

　（宛先）　前橋市長

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　印

　社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始するに当たり、社会福祉法第６８条の２の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１．施設の名称及び種類

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 | 〒　　-ビルの名称等 |
| 連絡先 | 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| Email |  |
| 種類 | 社会福祉法第２条第３項第８号に規定する事業（無料低額宿泊所） |

２．設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

|  |  |
| --- | --- |
| 法人等の名称 |  |
| 主たる事務所の所在地 | 〒　　-ビルの名称等 |
| 連絡先 | 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| Email |  |
| 届出時における法人等の経歴・資産状況 | 別添１のとおり |
| 代表者 | 職　名 |  | 氏　名 |  |

３．定款その他の基本約款

|  |  |
| --- | --- |
| 届出時における法人の定款等 | 別添２のとおり |

４．建物その他の設備の規模及び構造

|  |  |
| --- | --- |
| 利用定員 | 　　　　　名 |
| 構造 | 　　　　　造　　　階建（うち、当該施設として使用する部分　　階部分の　全部 ・ 一部　） |
| 敷地面積 | 　　　　㎡ |
| 総床面積 | 　　　　㎡（内、当該施設に使用する部分：専用　　　㎡、共用　　　㎡） |
| 建築年月日 | 　　年　月竣工 |
| 建物の平面図 | 別添３のとおり |
| 当該事業に使用する設備の有無（有する設備に☑） | □居室（詳細は別添４のとおり）　□炊事設備　□洗面所　□便所　□浴室　□洗濯室又は洗濯場　　□共用室　□相談室　□食堂　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 土地及び建物の使用に関する権利 | 別添５のとおり |

５．事業開始の年月日

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日 |

６．施設の管理者および実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の管理者（施設長） | 職名　　　　　　　　　（経歴は別添６のとおり） |
| 幹部職員施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する | 職名　　　　　　　　　（経歴は別添６のとおり） |

７. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 運営の方針 |  |
| 処遇に関すること | 別添７のとおり |
| 運営規程等 | 別添８のとおり |

**【添付書類】**

〇　別添１-１　届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

〇　別添１-２　届出年度前３年度分の事業報告・決算書類

〇　別添１-３　届出時における役員等名簿

〇　別添１-４　代表者誓約書

〇　別添２ 　　届出時における法人の定款

〇　別添３　 　平面図

〇　別添４　 居室面積・使用料（家賃）一覧

〇　別添５　　 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにする
書類）

〇　別添６ 経歴申告書

〇　別添７　　 入居者に対する処遇に関する項目

〇　別添８-１　運営規程

〇　別添８-２　金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）

〇　別添８-３　事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書

〇　別添８-４　事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）

〇　別添９　 　サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを
必要とする者に対する処遇の方法

**【その他、必要に応じて添付が必要となる書類】**

〇　配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）

〇　案内図（最寄駅から事業所までの地図）

〇　設備・備品等一覧、写真

〇　建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）

〇　消防法関係規定の対応状況が確認できるもの(直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など)

〇　消防法に基づく防火対象物使用開始届書

〇　資格証、研修修了証、実務経験証明書

〇　損害賠償責任保険証書

〇　改善計画書

　（注）

・当届出書は、事業開始の日から１か月以内に届け出ること。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外が事業を開始する場合には、事業開始の日前に届出が必要になるので注意すること。

 ・別添１－３、１－４、４、６及び７については、別に定める様式により作成すること。